



米州開発銀行 2021年12月満期 インドルピー建債券(円貨決済型)

期間 3年 利率 年 6.05%

(インドルピー建て(税引前)、30/360ベース)

売出期間:2018年12月12日(水)～2018年12月20日(木)

売出しの概要

売 出 価 格	額面金額の100.00%
申 込 単 位	500,000インドルピー以上100,000インドルピー単位
受 渡 期 日	2018年12月21日(金)
利 払 日	毎年 6月20日及び12月20日
償 還 期 限	2021年12月20日
格 付※	AAA(S&P)、Aaa(Moody's)

※格付は、金融商品取引法に基づく信用格付業者以外の格付業者が付与した格付(無登録格付)です。無登録格付については、「無登録格付に関する説明書」の内容をお読みください。

インドルピー建債券(円貨決済型)について

本債券はインドルピー建ての債券ですが、インド当局の通貨規制によりインドルピーの取引は制限されていることから、**利金及び償還金のお受取り、ならびに購入・途中売却のお取引については、以下のとおり円貨で行われます。外貨決済はできません。**



①利金及び償還金(円貨)

発行者により為替参照レート決定日の為替参照レートを用いて換算された円貨金額でのお受取りとなります。

為 替 参 照 レ ー ト：為替参照レート決定日のインドルピー/日本円間の為替レート^{*1}

為替参照レート決定日：利払日及び償還期限の10営業日^{*2}前の日

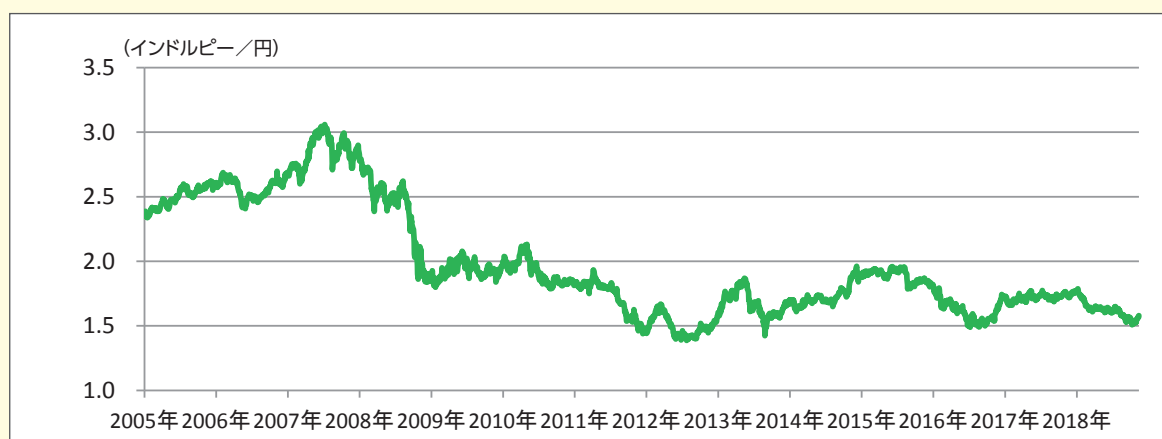
^{*1} ロイター・スクリーン<INRREF=FBIL>ページ(またはその承継ページ等)に表示される円/インドルピー為替レート(100円当りのインドルピーの数値)により計算される、インドルピー/円為替レート(1インドルピー当りの円貨)

^{*2} (1)東京、(2)ロンドン、(3)ニューヨーク及び(4)ムンバイにおける営業日

②購入・途中売却(円貨)

お取引は、弊社が定めた適用為替レートを用いて換算された円貨金額で行われます。

インドルピー・日本円間の為替レートの推移(2005年1月～2018年11月14日)



(出所) Bloomberg

(注1) 1インドルピーあたりの円貨

(注2) 上記グラフは過去の実績であり、将来の為替相場を保証するものではありません。

ご購入にあたっての主なリスク・手数料等・ご留意事項について

- ◆本債券の利金及び償還金はインドルピー建ての金額が為替参照レート決定日における為替参照レートを用いて換算された円貨金額で支払われます。したがって、インドルピー／日本円間の為替相場の変動によりお受取りになる円貨額が変動し、元金に損失が生じることがあります。
- ◆本債券を売却した際の精算金額は、弊社が定めた適用為替レートを用いて換算された円貨金額となりますので、インドルピー／日本円間の為替相場の変動により損失を生じることがあります。
- ◆本債券を満期まで保有せず売却した場合、金利の変動等により取引価格が変動し、損失が生じることがあります。
- ◆発行者の経営・財務状況及び信用状況の悪化により損失が生じることがあります。
- ◆通貨発行国の国情の変化(政治・経済・取引規制等)により損失が生じることがあります。
- ◆お買付け時には、購入対価のみをお支払いいただきます。本債券を弊社でお預かりする場合には外国証券取引口座の開設が必要になります。なお、お預かりに係る料金はいただきません。
- ◆個人のお客様の場合、利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。法人のお客様の場合、利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。
- ◆この表示は本債券の売出しに関する情報をお知らせするものです。本資料は、売出人である野村証券株式会社が信頼できると考える情報に基づき、日本国の投資家の便宜のために作成したものです。本資料に記載されている本債券の売出しは、野村証券株式会社を売出人として行われます。

※販売額に限りがございますので、売り切れの際はご容赦ください。

野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

野村証券

無登録格付に関する説明書

野村証券株式会社

格付会社に対し、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録の格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合、金融商品取引法により、無登録の格付業者が付与した格付（以下「無登録格付」といいます。）である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録の格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付業者について

スタンダード&プアーズ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：

S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」といいます。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P は、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

ムーディーズ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」といいます。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」タブ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。

信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

フィッチ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」といいます。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/site/japan>）の「フィッチの格付業務について」内の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上